

藤沢市都市計画公園・緑地見直し専門部会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第 1 条 「藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方」等に基づき、長期未着手都市計画公園・緑地の見直し作業を具体化するにあたり、専門的な見地から調査検討を行うため、藤沢市都市計画審議会に藤沢市都市計画公園・緑地見直し専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 部会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- （1） 見直し対象公園・緑地の区域等の選定に関する事。
- （2） 公園・緑地の機能及び必要性に関する事。
- （3） 公園・緑地整備の実現性に関する事。
- （4） 公園・緑地の機能を代替する他の制度に関する事。
- （5） 公園・緑地見直しに係る総合的判断に関する事。
- （6） その他都市計画公園・緑地の見直しに関し、市長が必要と認める事項に関する事。

（組織）

第 3 条 部会は、委員 5 名以内をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、都市計画、造園等に関し学識経験がある者から藤沢市都市計画審議会会長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、部会長は藤沢市都市計画審議会会長が指名する。

（部会の招集等）

第 4 条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができないものとする。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、同数の時は、部会長の決するところによる。
- 4 部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、議事に関係のある者を部会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 部会の事務局を、計画建築部都市計画課におく。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(任期)

第7条 委員の任期は、都市計画公園・緑地見直し方針の策定が完了する時までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。